

(9)男女共同参画：男女共同参画社会の形成

村が考える住民の皆さまの幸せのかたち

「多様性に配慮のできる社会環境」
「女性が参画しやすい社会環境」

施策の目的

男女が互いに認め合い、尊重し支え合うことのできる、成熟したコミュニティとしての村を目指します。

現状を踏まえた課題

- ・平成 31（2019）年 3 月に「飛島村男女共同参画推進プラン 2019-2028」を策定し、男女が互いを認めるとともに思いやり、それぞれの個性と能力が発揮できるむらづくりに向けた取り組みを進めています。
- ・地域社会における女性の活躍を促進するためにも、男女が協力し合う意識の醸成が重要となっています。

▶取り組みの体系

【男女共同参画】 男女共同参画社会の 形成	学習機会・啓発活動の充実
	地域社会における女性の活躍の促進
	男女間の暴力の根絶

主な取り組み

① 学習機会・啓発活動の充実

各種セミナーや研修の実施により学習機会を確保しつつ、村広報誌や村公式ホームページの活用による男女共同参画の啓発機会の充実に努めます。

② 地域社会における女性の活躍の促進

政策・方針決定過程の場へ女性が参画できる環境づくりを進めます。

③ 男女間の暴力の根絶

ドメスティックバイオレンス※（DV）は重大な人権侵害であるという認識を高める啓発活動を進めるとともに、相談体制の充実、被害者の保護・自立に向けて関係機関と連携を図ります。

※英語の「domestic violence」をカタカナで表記したもので、略して DV と呼ばれることがあります。配偶者や恋人等、親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力という意味で使用されることが多くなっています。

計画指標	基準値 (令和3(2021)年度)	目標値 (令和9(2027)年度)
① 男女共同参画社会の実現に向けた講座の開催 ・令和9(2027)年度までに開催し、以降、年1回の講座を実施します。	—	年1回
② 審議会等における女性委員の比率 ・令和3(2021)年度の実績(19.4%)を令和9(2027)年度には30%に増やすこと(約11ポイント(%)増加)を目標とします。	19.4%	30%
③ 村広報誌・村公式ホームページによる啓発回数 ・令和3(2021)年度の実績(年2回)を令和9(2027)年度には年6回とします。	年2回	年6回

住民・行政の協働に向けて

- ▶**行政**：さまざまな機会を捉えて、男女がともに参画できる社会づくりの啓発を進めます。
- ▶**住民**：男女の相互理解を深め、実践に生かします。